

社会保障審議会 医療保険部会
部会長 遠藤 久夫 殿

第 117 回社会保障審議会医療保険部会に対する意見

2019 年 1 月 17 日

一般社団法人 日本経済団体連合会
医療・介護改革部会長 望月 篤

第 117 回医療保険部会に欠席いたしますが、今回の議題に関連して、下記の通り、当会の意見を提出いたします。今後の審議に向けて、宜しくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1. 新経済・財政再生計画改革工程表 2018 について

後期高齢者の窓口負担割合をはじめとした給付と負担に関する改革事項については、団塊世代が後期高齢者入りするまでに早期に改革が具体化されるように検討を進めていくべきである。

2. 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（仮称）について

（1）NDB、介護DBの連結解析等

NDB、介護DBの情報を、「相当の公益性を有する研究等」を行う自治体、研究者、民間事業者等の幅広い主体に対して提供可能となることが法律上明確化されるという方向性自体は評価できる。

今後「相当の公益性を有する研究等」の例の詳細については、関係者の議論を踏まえて決定されるものと認識している。

これらの課題に対応していくためには、研究開発や新産業創出の主体となる民間企業等の意見も十分に踏まえていただきたい。

（2）被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化

健康保険の被扶養者の認定において原則として国内に居住しているという要件を導入する際に、例外としてこれまで日本で生活しており、今後再び日本で生活する蓋然性の高い者として、留学生や海外赴任に同行する家族等を要件の例外とするとの方向性は賛同できる。

例外となる者については、手続き面において、海外赴任への同行に遅れが生じる等の実務上の不都合が発生しないようにすることが重要である。この観点から、手続き面で企業と健康保険組合の双方の事務負担が煩雑化しないように配慮していただきたい。

以 上